

輸管塾

**キャッチオール規制  
(法令集の紐解き・理解)**

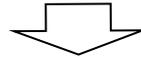
2021年5月15日

山根技術士事務所

1. キャッチール（CA）規制とは
2. 大量破壊兵器CA規制
3. 通常兵器CA規制
4. 仲介貿易取引規制
5. CA規制のまとめ
6. その他

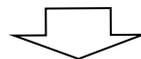
# 1. キャッチオール(Catch All)規制の背景

1991年の湾岸戦争後、イラクの国連査察で大量破壊兵器にリスト規制品以外の汎用品が多く利用されていることが判明した。



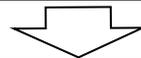
汎用品であっても、大量破壊兵器に利用されると「知っている」場合には規制対象とする制度(キャッチオール規制)が導入された。

→1991:米国, 1995:EU (現在は、4つの国際レジーム参加国は全て導入)



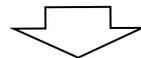
2002年4月: 日本版 大量破壊兵器キャッチオール規制 施行  
(05年3月: 管理強化・電子メール、FAXによる技術提供まで拡大)

2007年4月: 仲介貿易取引規制(貨物の売買)



2008年11月: 通常兵器キャッチオール規制 施行  
(経済省インフォーム要件、国連武器禁輸国・地域向けの用途要件)

2009年11月: 仲介貿易取引規制(貸借・贈与、技術取引を追加)



2012年4月: キャッチオール規制関連通達統廃合(補完規制通達)

# 1. キャッチオール規制の仕組み

## キャッチオール(CA)規制(貨物・技術)

16項:リスト規制(1~15項)に該当しない貨物・技術(食品・木材等を除き、原則、全ての貨物・技術を対象)。核兵器等または通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合、経済産業省への許可申請が必要。

### 大量破壊兵器CA 輸出者

#### 客観要件

<用途要件、需要者要件>  
用途、需要者からみて、核兵器等の開発等へ用いられるおそれがある

外国ユーザーリスト 546社\*

核兵器等転用懸念貨物例  
41品目(+シリア向け21品目)

輸出者等が「明らかなき」を判断するため、ガイドラインで審査

申請

ホワイト国  
を除く

申請

経済産業省

審査

不許可

輸出

インフォーム要件  
大臣が通知

### 通常兵器CA 輸出者

#### 客観要件

#### <用途要件>

用途からみて、通常兵器の開発等へ用いられるおそれがある

国連武器禁輸国・地域

通常兵器等転用懸念  
貨物例(参考) 34品目

インフォーム

申請

許可

輸出

\*:外国ユーザーリスト2020年5月14日改定

# 大量破壊兵器キャッチオール規制

<大量破壊兵器CA規制のチェックポイント>



## 大量破壊兵器客観要件

別表第3の  
国(\*)を除く

<用途要件>  
核兵器等の開発等に関連する活動に用いられないか

<需要者要件>  
核兵器等の開発等を需要者が行う又は行ったことがないか

## インフォーム要件

核兵器等の開発等に使用される恐れがあるとして経済産業大臣から通知を受けていないか

輸出者等が入手した  
文書等に記載／記録  
されている場合:  
例) 契約書、製品カタ  
ログ、パンフレット  
経産省が作成した  
外国ユーザーリスト

又は、輸入者等から  
連絡を受けた場合

規制要件に該当

経済産業大臣へ許可申請

\*輸出管理を厳格に実施していると認められていることから、円滑な輸出許可手続きが可能な輸出相手国(26か国)

# 通常兵器キャッチオール規制

<通常兵器CA規制のチェックポイント>



輸出者等が入手した  
文書等に記載／記録  
されている場合：

例) 契約書、製品カタ  
ログ、パンフレット

又は、輸入者等から  
連絡を受けた場合

通常兵器客観要件

<用途要件>  
通常兵器の開発等に関連す  
る活動に用いられないか

インフォーム要件

通常兵器の開発等に使用される  
恐れがあるとして経済産業大臣  
から通知を受けていないか

国連武器禁輸  
国・地域(※)

規制要件に該当

経済産業大臣へ許可申請

※国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2)：

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、  
レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダ、スーダン

# 言葉の定義

## ▶ 大量破壊兵器とは

大量破壊兵器とは、核兵器、生物兵器、化学兵器もしくはミサイルをいい、「核兵器等」を含む。

## ▶ 核兵器等とは

核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のもの

## ▶ 通常兵器とは

別表第1の1項の中欄に掲げるもので、核兵器等に該当するものを除く

## ▶ 開発等とは

開発、製造、使用又は貯蔵

## 2. 大量破壊兵器CA規制の概要

### ▶ 客観要件とインフォーム要件

貨物>政令	:輸出令第4条1項三号
⇒客観要件	:核兵器等開発等省令
技術>政令	:外為令第17条第5項
省令	:貿易外省令第9条2項七号
⇒客観要件	:核兵器等開発等告示

- 輸出令別表第3の国・地域(旧ホワイト国)を除く国・地域向けの16項の貨物・技術の輸出・提供を規制

#### 【客観要件】

輸出貨物・技術が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として、経済産業省令で定めるとき(用途要件、需要者要件)

#### 【インフォーム要件】

輸出貨物・技術が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

# 輸出令 第四条

## 輸出令 第四条

法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

ただし、別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

三 別表第1の16の項に掲げる貨物(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも(別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあっては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも)該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

⇒大量破壊兵器CA規制の客観要件(用途要件・需要者要件):核兵器等開発等省令

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

⇒大量破壊兵器CA規制のインフォーム要件

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。ニ及び次号において同じ。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

⇒通常兵器CA規制の客観要件(用途要件):通常兵器開発等省令

ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

⇒通常兵器CA規制のインフォーム要件

# 客観要件(核兵器等開発等省令、告示)

## ■「用途」(核兵器等開発等省令一号) <用途要件>

その貨物等の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、当該貨物が核兵器等の開発等、若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、または輸出者が輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたとき

## ■「需要者」(核兵器等開発等省令二、三号) <需要者要件>

その貨物等の輸出に関し、契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち、経済産業大臣が告示(\*)で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う、あるいは行った旨記載されているとき、又は輸出者が輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人からその旨連絡を受けたとき(ただし、核兵器等の開発等以外のために用いられることが明らか  
な場合は除く ⇒ 明らかガイドライン)

(\*: 文書等告示)

- ①パンフレット、カタログ等
- ②経産省が作成した文書等→外国ユーザーリスト
- ③貨物の輸出に際して、その内容を確認した文書等

# 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について(補完規制通達)

## 1. 輸出者が確認すべき事項

(1) 貨物又は技術の確認

(2) 仕向地等の確認

(3) **おそれの強い貨物例**

① **核兵器等の開発のために用いられるおそれの強い貨物例(41品目)**

→(4)及び(5)の**用途・需要者の確認**を慎重に行うこと。

② **通常兵器の開発、製造、若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例(34品)**

→別表第3の2地域を仕向地とする場合は、特に慎重に行うことを**推奨**する

(4) 用途の確認

(5) 需要者の確認

以下に該当する場合は、(6)の確認を行うこと

① 当該貨物の需要者が、核兵器等開発省令に規定する核兵器等の開発等を行う又は行ったことを知ったとき

② 当該技術を利用する者が、核兵器開発等告示に規定する核兵器等の開発等を行う又は行ったことを知ったとき

(6) 輸出者等が「**明らかなき**」を判断するためのガイドライン

ガイドラインに掲げる事項(1~18)に基づき、厳正に審査を行うことを推奨する  
…17項は、**外国ユーザーリスト**に関する内容(需要者と懸念される用途)

シリアを仕向地とする場合は、さらに21品目

# 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する 輸出手続等について(補完規制通達)

3. 経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた場合
5. 輸出貨物等が核兵器等の開発等に用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合の取扱い(**行政指導要件**) …客観要件、インフォーム要件には該当しなくても、疑いを知った場合は、その旨を安全保障貿易審査課に報告すること。
6. 用語の解釈 →Know通達
  - (1) その貨物の輸出  
個々の契約毎の輸出をいう。一度許可したものでも契約が異なれば…。
  - (2) 輸出者が入手した文書等  
**通常の商慣習**の範囲で入手したもの…特異な言語で書かれた文書は該当しない
  - (3) 需要者とは  
当該貨物を費消し、又は加工する者をいう。  
→輸出時点から全く形状、性質が変更されたものを費消し、又は加工する者は該当しない。  
法人単位で考慮することが原則。資本的・人的関係を有していても、別法人は…
  - (5) 連絡を受けた  
いわゆるライバル企業等の第三者から連絡を受けた場合は、該当しない
  - (6) 需要者が行う(行った)  
入手した文書等又は連絡において明示された場合に該当し、取引実績のみでは需要者要件には該当しない。

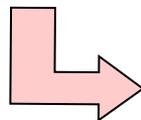
# 外国ユーザーリスト

文書等告示第二号に規定されている「経済産業省が作成した文書等」に該当。取引に当たって慎重な対応が求められる企業・団体のリスト



リストに掲載されている企業・団体向けにキャッチオール規制貨物を輸出する場合には、経済産業大臣の許可が必要  
(但し、用途、取引の態様・条件等からみて、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが**明らかなきを除く**)

「外国ユーザーリスト」に掲載される需要者の関与が懸念されている「**大量破壊兵器の種別**」と「**おそれの強い貨物例**」に記載される「**懸念される用途の種別**」とが一致する場合は、「明らかガイドライン」のチェック項目「17」に該当し、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが**明らかとは言えない**。



経済産業大臣の許可が必要

# 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	
4. マルエージング鋼	
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	
8. アイソスタチックプレス	
9. フィラメントワインディング装置	
10. 周波数変換器	
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	
15. 大型の非破壊検査装置	
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18. 大型発電機	核兵器、ミサイル
19. 大型の真空ポンプ	
20. 耐放射線ロボット	
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	

品目	懸念される用途
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	
30. クレーン車	
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離機	
33. 凍結乾燥機	
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	
38. 耐食性の充てん用の機械	
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	化学兵器
41. N-(1-フェニル-4-ヒドロキシ)プロピオンアミド (別名フェンタニル) (437-38-7), N-[1-[2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラゾリン-1-イル)エチル]-4-(メキシメチル)-4-ヒドロキシ]プロピオンアミド (別名アルフェンタニル) (71195-58-9), メチル-1-フェニル-4-(N-フェニルプロピオンアミド)ヒドロキシ-4-カルボキシレート(別名カルフェンタニル) (59708-52-0), 1-(2-メキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオンアミド)ヒドロキシ-4-カルボキシメチルエステル(別名レミフェンタニル) (132875-61-7), N-[4-(メキシメチル)-1-[2-(2-チエニル)エチル]-4-ヒドロキシ]プロピオンアミド (別名スフェンタニル) (56030-54-7)	

1. 輸入先等において大量破壊兵器等の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要。

2. 外国ユーザーリスト掲載企業に対し、これらの貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、貨物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用。

# 外国ユーザーリスト

2020年5月14日改正

- ✓ 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
- ✓ 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要！

**注) 外国ユーザーリストは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！**

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	10
イエメン	2
イスラエル	1
イラン	215
インド	3
エジプト	2
北朝鮮	143
シリア	20
台湾	1
中国	69
パキスタン	62
香港	7
レバノン	9
合計	546

国別の掲載  
企業・組織数

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Al Qaeda</li> <li>• Islamic Salvation Foundation</li> <li>• The Base</li> <li>• The Group for the Preservation of the Holy Sites</li> <li>• The Islamic Army for the Liberation of Holy Places</li> <li>• The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders</li> <li>• Usama Bin Laden Network</li> <li>• Usama Bin Laden Organisation</li> </ul>	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan  パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• FOUNDATION FOR CONSTRUCTION;</li> <li>• NATION BUILDING;</li> <li>• RECONSTRUCTION FOUNDATION;</li> <li>• RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY;</li> <li>• RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH;</li> <li>• UMMAH TAMEER I-NAU;</li> <li>• UMMAH TAMIR E-NAU;</li> <li>• UMMAH TAMIR I-NAU;</li> <li>• UMMAT TAMIR E-NAU;</li> <li>• UMMAT TAMIR-I-PAU;</li> </ul>	核 N
545	イエメン Republic of Yemen.	Houthi		ミサイル M
546	イエメン Republic of Yemen.	Al-Swari Trading and Import Co.	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Alswari Trading &amp; Import Co</li> <li>• Al-Swari Group for Rubber Manufacturing</li> <li>• Hashem Brothers for International Trading</li> </ul>	ミサイル M

# 外国ユーザーリスト

## ◆掲載企業数(国別)の変遷

・イランと北朝鮮の2か国で全体の約70%を占める

国名	2005年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2017	2018	2019年
イラン	39	42	56	68	80	145	182	247	247	206	224	222
北朝鮮	39	58	67	73	82	106	111	119	119	142	143	143
パキスタン	24	24	24	26	27	29	33	33	33	33	53	57
中国	14	14	14	17	17	15	15	16	17	53	65	63
シリア	6	6	7	8	10	11	13	13	13	20	19	20
インド	35	33	33	26	26	19	12	10	10	4	4	4
アラブ首長国連邦							2	4	4	7	8	9
アフガニスタン	2	2	2	2	2	2	2	3	3	2	2	2
台湾	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1
イスラエル	5	5	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
香港									1	3	3	3
レバノン										3	3	6
エジプト										1	1	2
合計	165	185	208	223	247	331	374	449	450	481	529	534

# 外国ユーザーリスト

## ◆中国は大学、研究所も掲載されている

国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
中国 People's Republic of China	Beijing Institute of Structure and Environmental Engineering (BISE) (北京強度環境研究所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>702nd Research Institute, China Academy of Launch Vehicle Technology (CALT)</li> <li>Beijing Institute of Strength and Environmental Engineering</li> </ul>	ミサイル M
中国 People's Republic of China	Beijing University of Aeronautics and Astronautics (BUAA) (北京航空航天大学)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Beihang University</li> </ul>	ミサイル M
中国 People's Republic of China	China Academy of Space Technology (CAST) (中国空間技術研究院)	<ul style="list-style-type: none"> <li>5th Academy</li> </ul>	ミサイル M
中国 People's Republic of China	Harbin Institute of Technology (HIT) (哈爾濱(ハルビン)工業大学)		ミサイル M
中国 People's Republic of China	Northwestern Polytechnical University (西北工業大学)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Northwestern Polytechnic University</li> <li>Northwest Polytechnic University</li> <li>Northwest Polytechnical University</li> </ul>	ミサイル M
中国 People's Republic of China	Shanghai Academy of Spaceflight Technology (SAST) (上海航天技術研究院)	<ul style="list-style-type: none"> <li>8th Research Academy of China Aerospace</li> <li>Shanghai Astronautics Industry Bureau</li> <li>Shanghai Bureau of Astronautics (SHBOA)</li> <li>Shanghai Bureau of Space</li> <li>上海新躍儀表廠</li> </ul>	ミサイル M

### 3. 通常兵器CA規制の概要

#### ▶ 客観要件とインフォーム要件

貨物＞政令	: 輸出令第4条1項三号
⇒客観要件	: 通常兵器開発等省令
技術＞省令	: 貿易外省令第9条2項七号
⇒客観要件	: 通常兵器開発等告示

#### 【客観要件】（用途要件のみで需要者要件はなし）

輸出貨物が通常兵器の開発等のために用いられるおそれがある場合として、経済産業省令で定めるとき

- 国連武器禁輸国・地域向け・・・16項の貨物等を規制

#### 【インフォーム要件】

その貨物が通常兵器の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

- 別表第3の国・地域（旧ホワイト国）以外・・・16項の貨物等を規制

# 3. 通常兵器CA規制の概要

## ▶ 客観要件(通常兵器開発等省令、告示)

〈対象〉 : 通常兵器開発等省令の場合

輸出貨物が輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く)の開発、製造、または使用のために用いられるおそれがある場合

## ■「用途要件」

その貨物等の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、当該貨物が通常兵器の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、または輸出者が輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたとき

# (参考)通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. ニッケル合金又はチタン合金	通常兵器
2. 焼結磁石	
3. 2.に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	
4. 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス(ジメチルフェニル)又はりん酸トリーノルマルブチルを含むもの	
5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維	
6. 軸受又はその部分品	
7. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 イ 数値制御を行うことができる工作機械 ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械(数値制御を行うことができるものを除く。) ハ 測定装置(工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。)	
8. 二次セル	
9. 波形記憶装置	
10. 電子部品実装ロボット	
11. 電子計算機又はその部分品	
12. 伝送通信装置又はその部分品	
13. フェーズドアレーアンテナ	
14. 通信妨害装置又はその部分品	
15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置	
16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置	
17. センサー用の光ファイバー	
18. レーザー発信器又はその部分品	

品目	懸念される用途
19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾(こう)配計又はこれらの部分品	通常兵器
20. 重力計	
21. レーダー又はその部分品	
22. 加速度計又はその部分品	
23. ジャイロ스코プ又はその部分品	
24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品	
25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは経路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計	
26. 水中用のカメラ又はその附属装置	
27. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置	
28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品	
29. ガスタービンエンジン又はその部分品	
30. ロケット推進装置又はその部分品	
31. 29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	
32. 航空機又はその部分品	
33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品	
34. フラッシュ放電型のエックス線装置	

# 4. 仲介貿易取引規制の概要

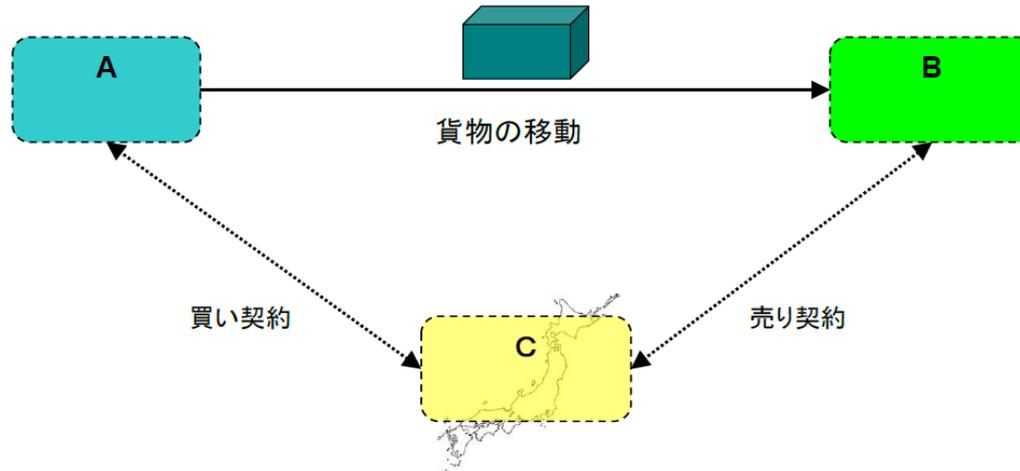
## ▶ 規制対象となる取引(貨物の場合:外為令第17条3項)

外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引

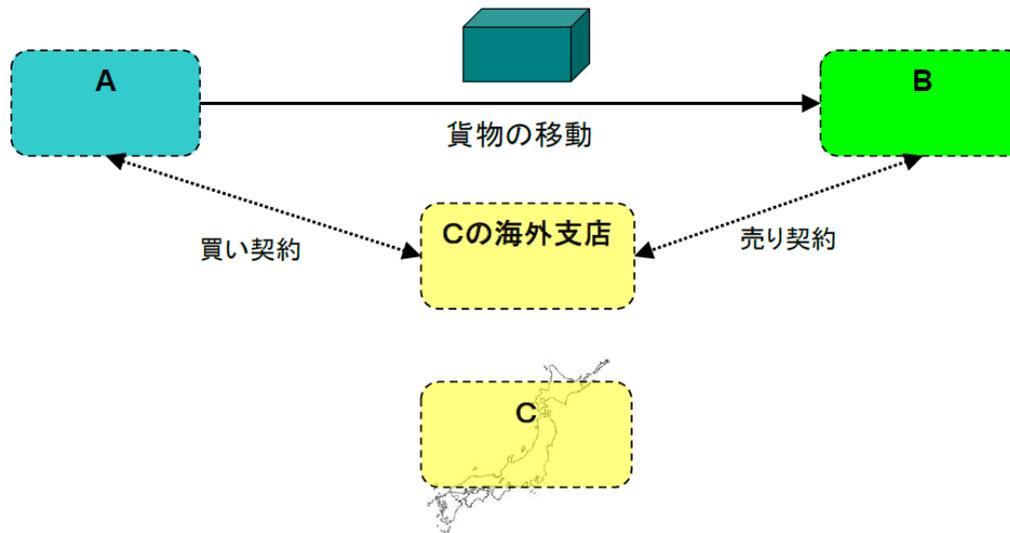
- ① 1項該当貨物
- ② 2項から16項該当貨物であって、インフォーム要件・客観要件(用途要件のみ)に該当する場合
  - 船積み地域又は仕向地が別表第3の国以外の場合

貨物>政令	:外為令第17条3項一、二号
⇒客観要件	:仲介貿易おそれ省令
技術>省令	:貿易外省令第9条2項五、六号
⇒客観要件	:技術仲介おそれ告示

# 4. 仲介貿易取引規制の取引パターン



「その他の要件」に当てはまる場合には、Cには仲介貿易取引許可が必要。  
(注:「売り契約」「買い契約」が一緒となった三者間の契約の場合も同様です。)



「その他の要件」に当てはまる場合には、Cには仲介貿易取引許可が必要。

①日本国内の企業が「売り契約」「買い契約」の**当事者**となる場合

ただし、以下の場合には対象外

- ・売買契約の**取り次ぎ**
- ・「売り契約」「買い契約」の**どちらか一方の相手が日本企業の場合**

②日本国内の**海外支店**が「売り契約」「買い契約」の**当事者**となる場合

→**海外現地法人**の場合は、**規制の対象外**

## 5. CA規制のまとめ

	規制対象 品目 (輸出令別表第1) (外為令別表)	規制対象地域	規制の発動要件		
			イン フォーム 要件	客観要件	
				用途	需要者
<b>大量破壊兵器 CA規制</b>	16の項	非ホワイト国・地域 (別表第3の地域以外)	○	○	○
<b>通常兵器 CA規制</b> (通常兵器に 係る補完的 輸出規制)	16の項	国連武器禁輸国・ 地域	○	○	—
		非ホワイト国・地域 (国連武器禁輸国・ 地域を除く)	○	—	—

**国連武器禁輸国・地域**: アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、  
(輸出令別表第3の2) リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン (10カ国・地域)

## 5. CA規制のまとめ

規制に該当する貨物の輸出や技術の提供をする際には、事前に許可を取得する必要！

1. リスト規制に該当するか否かを確認！      ～該非判定～
2. リスト規制に該当しない場合には、以下に該当するか否かを確認！
  - ①大量破壊兵器等キャッチオール規制(補完的輸出規制)  
→ 用途や需要者に懸念があるか否か
  - ②通常兵器キャッチオール規制(補完的輸出規制)  
→ 用途に懸念があるか否か

➤ 上記1. 又は2. に該当する場合、必要な書類を用意して窓口(経済産業省(本省)又は経済産業局・通商事務所)に許可申請を行う。



※許可の申請方法は、以下の3つの方法がある。

- ①窓口への書類持参
- ②窓口あてに郵送
- ③電子申請(NACCS 貿易管理サブシステム)

# 6. その他

## 第16項に該当する貨物類(関税定率法別表)

第 1 類	動物（生きているものに限る）	第 28 類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
第 2 類	肉及び食用のくず肉	第 29 類	有機化学品
第 3 類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	第 30 類	医療用品
第 4 類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	第 31 類	肥料
第 5 類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	第 32 類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスタック並びにインキ
第 6 類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	第 33 類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
第 7 類	食用の野菜、根及び塊茎	第 34 類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
第 8 類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	第 35 類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
第 9 類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	第 36 類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
第 10 類	穀物	第 37 類	写真用又は映画用の材料
第 11 類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	第 38 類	各種の化学工業生産品
第 12 類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	第 39 類	プラスチック及びその製品
第 13 類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	第 40 類	ゴム及びその製品
第 14 類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	第 41 類	原皮（毛皮を除く。）及び革
第 15 類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	第 42 類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第 16 類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	第 43 類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
第 17 類	糖類及び砂糖菓子	第 44 類	木材及びその製品並びに木炭
第 18 類	ココア及びその調製品	第 45 類	コルク及びその製品
第 19 類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	第 46 類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第 20 類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	第 47 類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
第 21 類	各種の調製食料品	第 48 類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第 22 類	飲料、アルコール及び食酢	第 49 類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
第 23 類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	第 50 類	絹及び絹織物
第 24 類	たばこ及び製造たばこ代用品	第 51 類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
第 25 類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント		
第 26 類	鉱石、スラグ及び灰		
第 27 類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう		

網掛け部のみ  
16項該当

# 第16項に該当する貨物類(関税定率法別表)

第 52 類	綿及び綿織物	第 80 類	すず及びその製品
第 53 類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	第 81 類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
第 54 類	人造繊維の長繊維及びその織物	第 82 類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
第 55 類	人造繊維の短繊維及びその織物	第 83 類	各種の卑金属製品
第 56 類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	第 84 類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
第 57 類	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	第 85 類	電気機器及びその部分品並びに録音機音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第 58 類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	第 86 類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）
第 59 類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	第 87 類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
第 60 類	メリヤス編物及びクロセ編物	第 88 類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
第 61 類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	第 89 類	船舶及び浮き構造物
第 62 類	衣類及び附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	第 90 類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
第 63 類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	第 91 類	時計及びその部分品
第 64 類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	第 92 類	楽器並びにその部分品及び附属品
第 65 類	帽子及びその部分品	第 93 類	武器及び鉄砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第 66 類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	第 94 類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
第 67 類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	第 95 類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
第 68 類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	第 96 類	雑品
第 69 類	陶磁製品	第 97 類	美術品、収集品及びこつとう
第 70 類	ガラス及びその製品		
第 71 類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣		
第 72 類	鉄鋼		
第 73 類	鉄鋼製品		
第 74 類	銅及びその製品		
第 75 類	ニッケル及びその製品		
第 76 類	アルミニウム及びその製品		
第 78 類	鉛及びその製品		
第 79 類	亜鉛及びその製品		

網掛け部のみ  
16項該当